

○潟上市全国大会等出場激励金交付要綱

令和 7 年 6 月 3 0 日

教育委員会告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本市のスポーツ活動及び文化芸術活動の振興を図るため、スポーツ大会又は芸術文化大会等（以下「大会等」という。）に出場する個人に対し潟上市全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象大会等)

第 2 条 激励金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当する大会等とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する東北大会規模の大会等

ア 県の予選若しくは選考会を経て選抜され、又は推薦されたことにより県の代表として参加するもの

イ 各種協会又は連盟の推薦により参加するもの

ウ その他ア及びイに相当すると市長が特に認めるもの

(2) 予選大会又は競技団体の推薦を経た全国大会規模の大会等

(3) 予選大会又は競技団体の推薦を経た国際大会規模の大会等

(対象者)

第 3 条 激励金を申請することができる者は、市内に住所を有する個人であって、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 大会要項等の規定により選手登録等をする者

イ 大会要項等の規定により団体の監督、コーチ等登録をする者

ウ その他ア及びイに相当すると市長が特に認める者

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

(1) 大会等の出場に当たり、本市の他の制度により補助金等の交付を受け、又は受ける予定があるとき。

(2) 政治団体、宗教団体又はこれに準ずる団体が主催する大会等に出場するとき。

(3) 美術展、写真展、書道展等、開催地に赴く必要がなく出展するとき。ただし、受賞の際に開催地に赴く場合はこの限りではない。

(交付額)

第 5 条 激励金の額は、次のとおりとする。ただし、団体で選手登録等をする場合で、第 3 条に該当する者が 20 人を超える場合は、20 人を上限とする。

(1) 国際大会（国外での開催） 50,000 円

- (2) 国際大会（国内での開催） 30,000円
- (3) 全国大会 15,000円
- (4) 東北大会規模 10,000円

（申請）

第6条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、潟上市全国大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、出場する大会等の開催日から14日前までに潟上市教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 大会等へ出場を決定した予選大会等の要項の写し
- (2) 大会等へ出場を決定した予選大会等の結果の写し
- (3) 出場する大会の開催要項の写し
- (4) 出場する大会の参加者名が記載された申込書の写し
- (5) 通帳の写し

2 前項の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大会等に出場する団体の代表者
- (2) 大会等へ出場する小・中学校の児童生徒の保護者又は保護者の代表者
- (3) 大会等に出場する児童生徒の指導を目的として大会等に同行する者

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、激励金の交付の可否を決定し、潟上市全国大会等出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（大会等の出場報告）

第8条 激励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大会等が終了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内に潟上市全国大会等出場激励金報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（事情変更による決定取消し）

第9条 市長は、激励金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当するときは、潟上市全国大会等出場激励金交付決定取消申請書（様式第4号）で取消しすることができる。

- (1) 大会等が中止になったとき。
- (2) 大会等に参加しなかったとき。
- (3) 大会等出場において不正その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (5) 報告書の提出を求めても提出しないとき。

2 第7条の規定は、前項の場合に準用する。

3 前2項で激励金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し既に激励金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、激励金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。